

愛知県保険医協会 学生会員ニュース No.28

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市中区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <http://aichi-hkn.jp/> e-mail aichi-hkn@doc-net.or.jp

【学生会員のみなさんへ】

みなさん、こんにちは。9月に入り、秋の気配が強まってきました。今年の夏は、台風や大雨で多くの地域で被害が出ました。みなさんのまわりやお知り合いで被害は無かったですか？

さて、この夏も色々な出来事がありました。その中から、安倍政権が行った集団的自衛権の行使容認の閣議決定について取り上げています。ぜひ、感想等をお寄せください。

集団的自衛権の行使容認ってどういうこと？

7月1日、安倍内閣は、「集団的自衛権の行使容認」のために憲法解釈を変える閣議決定をしました。この「集団的自衛権の行使容認」とはどういう意味を持つのか考えてみたいと思います。

◎そもそも「集団的自衛権」とは、どういうことを指すのでしょうか？

「個別的自衛権」とは、自国が攻撃を受けた場合に反撃する権利を指します。この権利は、日本国憲法でも認められています。これに対し「集団的自衛権」とは、自国が攻撃を受けていなくても自国と同盟を結んでいる国が攻撃を受けた場合に、同盟国と共に又は、同盟国に代わって反撃する権利を指します。

歴代内閣では、憲法9条がある日本では、「集団的自衛権の行使は出来ない」と解釈されてきており、今回の閣議決定は、この積み重ねを一片の閣議決定で覆すという暴挙であると言えます。

◎政府は「限定的」だと強調するけれど？

政府は、集団的自衛権の行使は「限定的」で、「明白な危険がある場合に限る」としていますが、「明白な危険」があるかどうかを判断するのは、時の政権です。また、集団的自衛権行使が必要かどうかは「時の内閣が主体的に判断」するとしています。

何から何まで時の政府の判断次第になっており、その時の政府によってどのようにでも判断できるという怖さがあるのです。

◎戦争をする国にならないのか？

政府は「戦争をする国にはならない」としていますが、本当でしょうか？

戦後、自民党政府は米国の戦争に一度も反対したことはありません。それでも米国の戦争に日本が戦闘部隊を送らず日本国民の一人の血も流さなかったのは、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という歯止めがあったからです。

この歯止めをなくしてしまった今、米国等から要求があったときに断れるでしょうか。国際的にもベトナム戦争やイラク戦争のような侵略戦争も「集団的自衛権の行使」と解されています。集団的自衛権の行使容認をすると、このような侵略戦争の片棒を担ぎ、世界で多くの犠牲者を出すことになります。

命と健康を守る医師・歯科医師として、医療従事者を戦争に動員し、生命を危険にさらす集団的自衛権の行使を断じて許すことはできません。

◎政府の暴走を許さないために！

集団的自衛権の行使容認を解釈改憲で行うということは、憲法で国を縛るという立憲主義も否定しています。この閣議決定について「おかしい」「審議が尽くされていない」と感じる国民も少なくありません。政府がこれ以上暴走をしないために、この事実と危険性を知らせ、無関心でなく「おかしい」という声をだすことが今求められています。

